

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき資源循環分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案の概要について

令和8年3月
環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課

1. 背景

- 令和9年4月1日に施行される出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）により、新たな在留資格として「育成就労」が設けられることから、法務省及び厚生労働省は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）を制定するなど、所要の措置を講じている。
- 規則第13条第2項第9号及び第15条第1項第13号において、育成就労計画を認定する際、育成就労産業分野のうち特定の分野に係るものについては、育成就労を行わせる内容及び体制が、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準に適合する必要があることが規定されている。
- 今般、資源循環分野に係る育成就労の在留資格により在留する外国人の受入れ等にあたり、当該基準を定める必要があるため、当該告示を制定する。

2. 告示の概要

（1）育成就労の内容の基準（第1条関係）

育成就労外国人を雇用しようとする育成就労実施者（受入れ企業）は、廃棄物処分業（中間処理）の業務を行うために必要な業許可等に加え、分野別協議会による認証を受けること。

（2）育成就労を行わせる体制の基準（第2条関係）

育成就労実施者は、分野別協議会において整った事項に関する措置を講ずるとともに、必要な協力を行うこと。また、環境大臣またはその委託を受けた者が実施する、調査、意見の聴取などについても必要な協力を行うこと。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月下旬から5月上旬 官報掲載・公布予定
令和9年4月1日 施行（改正法の施行の日）

以上